

事務局：それでは事務局から報告致します。本日は現在の所、委員総人数15名のうち12名が出席しておりますので、条例第13条第3項に定める定数、過半数を満たしておりますして委員会が成立することを報告致します。

司会：ここで本日の議事の予定について説明致します。次第に従いまして、議案第1号～第3号までを審議していただきますが、予定では4時30分終了を目途にしたいと思っておりますので、宜しくお願いします。それではこれから議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては条例第13条第2項の規定により、委員長が議長となつて行うこととなっておりますので、高橋委員長に議事進行をお願い致します。宜しくお願い致します。

高橋：議長を務めさせていただきます、高橋でございます。宜しくお願い致します。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。本日は今年度第3回委員会でございますが、委員の皆様におかれましてはお忙しい所、ご出席賜りまして誠に有難うございます。ただ今、竹村部長様のご挨拶にもありまして、公共事業につきましては厳しい財政事情を繁栄致しましてそのあり方に関する論議、あるいは環境への配慮に関する論議が大変あちこちで、あるいはマスコミ等で目に付く所でございます。本日の評価制度の方もより一層充実を図る観点から、従来からの再評価に加えまして新規・継続・終了事業の評価が新たに加わり拡充されているところでございます。この内容につきましては皆様既にご案内のとおりでございます。本日はこれら新たに加わりました事業評価37件が審議対象になっております。そのうち18件が今回初めて登場致します終了評価でございますので、宜しくご審議の程お願い申し上げたいと思っております。

また、報告事項と致しまして真木ダムについての中間報告が最後でございます。事務局からご連絡がありましたとおり、終了時刻を4時30分頃を目途としておりますので、宜しくご協力の程お願い申し上げます。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

それではお手元の次第に従いまして進行させていただきたいと思っております。まず議案第1号でございますが、いつものとおりでございますけれども委員会の公開、または非公開についてお諮りしたいと思います。委員会の公開・または非公開につきましては審議会等の会議の公開に関する指針に定める会議の公開の基準に基づきまして、委員長が委員お諮りすると言う事になっております。このことにつきまして最初に事務局の方から説明をお願い致します。

事務局：それでは事務局から報告致します。皆様のお手元でございます今回の議案につきましては、会議の公開基準に照らしまして、非公開とするものがないと判断されます。

高橋：有難うございます。ただ今の事務局に説明によりますと、会議の公開基準に照らしまして非公開とする議案はないという説明でございますので公開で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。有難うございます。それでは本日の会議は公開をもって行いたいと思っております。

それでは次に議案第2号の評価の実施状況に入りたいと思っております。まず事務局の説明をお願い致します。

事務局：平成16年10月21日付けで、知事から当委員会に諮問がなされております。つきましては、諮問

のございました箇所評価37件、これは農林水産部20件・建設交通部17件、あと報告1件の計38件の内容につきまして調査・審議をお願い致します。

高橋：ただ今のご説明のとおり、報告を入れて38件の案件でございます。まず諮問のありました箇所評価37件についてこれから調査・審議を行って参りたいと思います。

始めに進め方と致しまして県で実施致しました公共事業の新規箇所選定会議、この結果についてまずご説明いただきます。それから各部毎に新規箇所評価、継続箇所評価、終了箇所評価の実施状況をご説明いただいた後、質疑・意見の交換を行いたいと思います。その後で次回に重点審議を残すものを抽出するという進め方でやって参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは早速ですが、始めに公共事業の新規箇所選定会議の結果について、ご説明をお願い致します。

事務局：それでは新規箇所選定会議についてご説明致します。皆さんお手持ちのお手元の資料の1番後のページにございますけれども、A4縦の1枚ペーパーでございます。平成16年度第2回公共事業新規箇所評価結果一覧表と書いてございます。これは来年度行う事業を新規事業として着手して良いか悪いかという事を財政的な観点それから政策的な観点から最終的に知事が判断するものでございます。これが9月の13日に第2回目が行われました。農林水産部8件・建設交通部1件の計9件がこの新規箇所にノミネートされております。結果としましては、農林水産部事業が7件選定になりまして、1件は保留という事で来年度事業は見送りと。建設交通部1件は選定と言う事になっております。今回の第3回委員会ではこの選定となっている8件について審議をしていただきたいと思いますので、どうか宜しくお願い致します。

高橋：はい、有難うございます。それでは続きまして各部の説明に入らせていただきますが、最初に農林水産部所管事業につきまして、調査・審議を行いたいと思います。ご説明をお願い致します。

農山村振興課長：農山村振興課所管の事業は、新規6件・終了2件合わせて8件ございますけれども、各々1件に代表させて説明させていただきます。始めに新規でございますけれども、調書の4番目、手倉・相内端とインデックスがついてございますけれども、このページをお開き願いたいと思います。ほ場整備全般についてでございますけれども、本県の基幹である水田農業が効率的かつ活力あるものにするため、県では意欲と経営感覚に優れた多様な経営体に農地の利用集積の促進を図り、こうした経営体による営農展開によって戦略作物等の産地づくりを促進する施策を重点的に実施しているところでございます。ほ場整備もこれを実現するために計画的・重点的な促進を図っているところでございます。事業を契機として特色ある地域営農への取り組みが数多く芽生えてございます。田沢湖町にある手倉・相内端地区でございますけれども、平均標高が200m程の中山間地域にあって、傾斜勾配もきつく、事業の概要にございますように、61haを戸数74戸が耕作するというその規模もかなり零細で、後半の方に写真も添付してございますけれども、農道もないような未整備なほ場での営農を強いられてきたものでございます。地域営農の将来に向けた長期に亘る話し合いが進められてきた結果、農業生産法人を設立することで事業の推進をすることでまとまってございます。構成員は4名でございますけれども、新たに33歳の若い担い手がこの組織に加わることが決まっております、明るい材料かと考えてございます。当面、生産法人では地区面積の67%を経営面積として取り込み、米・大豆・蕎麦・枝豆・アスパラ・ほ

うれん草等に取り組むこととなっております。特に蕎麦については、田沢湖町が15年度に補助事業で加工処理施設を整備してございまして、これを運営する地蕎麦振興組合と連携して、生産から食の提供までを視野に入れたアグリビジネスへの取り組みも計画してございます。農業生産法人設立によって中山間地域の特色ある農業を振興しようとする強い意気込みが感じられる地区でございます。こうしたことから評価点は、調書をめくっていただきますと2ページの右側の方にございますけれども、92点で判定ランクは としておりまして優先度はかなり高いと判定してございます。他の5地区についても同様の判定をしてございます。

次に終了箇所評価についてご説明致します。象潟町の象潟地区についてご説明致します。資料を2枚程めくっていただきますと、計画一般図がご覧になれるかと思えます。この地区は、この図面で赤い太線で示してございます。本地区の整備前の状況を申し上げますと、青く延びた線が国道7号でございまして、整備前は東西に連絡する道路配置だけでございまして、中間部に奈曾川が見えると思えますが、この渓谷が地区を分断するような形になってございました。これを挟んでの出入り耕作等もあり、道幅の狭い集落内道路を利用して国道を迂回せざるを得ない他、全町的な農業施設の有効利用を図る上で大きな支障となっていたものでございます。このような事から地区を南北に結ぶこの農道が整備されたものです。事業の評価については、調書の方に戻っていただきますと、満足度の把握を地区住民120名を無作為に抽出したアンケートを行っております。この結果、農業面では農地や農業施設への移動時間の短縮、大型農業機械の搬入が容易になった等について回答者の7割が満足と評価しておりますし、一般利用面では回答者の半数が週3回以上利用しており、7割を超える人が災害・緊急時の迂回路、公共施設へのアクセスへの利便性向上等を高く評価してございます。また、費用対効果も1.0以上となっており、課としての評価は有効性・効率性・総合評価についても満足度が高く妥当性が高いとしてAとしてございます。

以上が農山村振興課所管事業であります。宜しくご審議いただきますようお願い致します。

高橋：はい、有難うございました。それでは続きまして農地整備課さんの方から宜しくお願い致します。

農地整備課長：それでは農地整備課関連の事業について説明させていただきます。農地整備課につきましては担い手育成基盤整備事業といたしまして、終了評価箇所4箇所。畑地帯総合整備事業と致しまして終了評価箇所1箇所であります。担い手育成基盤整備事業につきましては代表と致しまして、中三地区地区につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。お手元の中三地区のページをお開きいただきたいと思えます。

本地区でございまして由利郡仁賀保町に位置してございまして、事業期間は平成7年～平成14年までの8年間でございます。総事業費といたしましては29億8,000万という事で事業規模174.1haで完了したものでございます。位置図につきましては2ページをめくっていただきますと位置図がございまして、ちょうど位置図の、見にくくて申し訳ございませんが、左下に国道7号線と羽後本線が走っておりまして、ちょうど位置図の真下、西側に金浦駅が位置しているという場所でございます。本地域につきましては明治40年代に10a区画に整備されておりますが、農道が狭く水路は用排兼用の素堀施工という状況でございまして、今後地域を担う担い手育成といったものが求められておりました。そういう事で調書の方に戻っていただきまして、事業目的といたしましては、ほ場の大区画化また農地の利用集積等を進めるというふうにしております。事業費でございまして、最終コスト費として1.01、便益費は同じく1.01と

なっております。当地域の住民満足度につきましてはアンケート調査を実施しておりまして、回収した結果によりますと、受益者で86%・非農家で87%の方が事業をやって良かったというふうに評価をいただいている所でございます。次のページでございますが、前回、継続評価時点におきまして指摘事項はございませんでした。事業の把握その手法及び効果でございますが、成果目標といたしまして農地の利用集積の割合をあげておりまして、当初の目的より上回った111.6%というふうになっております。所管課の自己評価でございますが、有効性につきましては住民の大方の方が満足いただいているという事もございますし、事業の妥当性についても1.01を超えていると。更に一番下の総合評価にもございますようにほ場整備を契機に中三地生産組合といったものが設立されまして、その組合に78.6haを集積していると言う事で、大豆などの集団転作について意欲的にやられると言う事もございまして、事業の妥当性は高いと判断しております。

続きまして桃野地区のページをお開きいただきたいと思います。この地区につきましては畑地帯総合整備事業でございまして、由利郡矢島町で平成5年～平成14年の10年間で実施した地区でございます。本地区の位置につきましては2枚めくっていただきますと、位置図がございますがちょうど矢島町の花館牧場と由利町の青少年旅行村というのがございますが、その道路の間に位置する地区でございます。この地区につきましては位置図の下をご覧くださいましたら分かりますように、傾斜の畑をこういう段々の団地に造成致しまして、作業効率の向上を図り、生産性を上げたほ場を造成するという事にしております。調書の方に戻っていただきまして、こういう立地条件を活かして新たな高原野菜の産地化といったものがこの地域で求められて事業に至った訳でございます。この地域の満足度でございますけれども、この事業が終わりました後、関係農家と関係のJA、農業改良普及員・土地改良関係者みんな力を合わせて何とか産地づくりをやろうというような意欲を持ってやっております、この契機となった本事業を高く評価していただいているところでございます。その次のページを見ていただきまして、自己評価でございますけれども、この事業を契機と致しまして夏大根といった高原野菜といったものがこの地区で取り組まれまして、これを契機に地域で元気を出してやっていこうという気運も高まっております、そう言う事も合わせ農業機械の共同化で効率的な営農体制も確保されてきたという事で、本事業の実施事業の妥当性は高いと判断しております。

以上で農地整備課関係の終了評価箇所についての説明を終了させていただきます。宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます。

高橋：はい、有難うございました。それでは次に水産漁港課さんからお願い致します。

水産漁港課長：それでは水産漁港課からご説明致します。新規箇所と致しまして八森滝ノ間地区、それと終了地区としまして同じく八森町の岩館地区の2件がございますけれども、最初に新規箇所、八森町の滝ノ間地区海岸保全施設整備事業についてご説明致します。

事業規模の内訳としまして当地区の海岸護岸の陸こう部、いわゆる人や漁船等が出入りするために護岸の一部に欠口部を設けまして、そこから出入りするといった所がありますけれども、この陸こう部に引き戸式の鋼製ゲート7基を設置するものでございます。事業期間は平成17・18の2ヶ年、総事業費としまして6,900万円、国庫補助率は1/3でございます。そのうち平成17年度の事業費は4,800万円と言う事で1年目、17年につきましては鋼製ゲートの製作、2年目はその設置という予定としております。この八森滝ノ間地区につきましては昨年9月の台風14号の際に、いわゆる陸こう部の角落し材が飛ばされ

まして、護岸背後の住宅に浸水被害を生じました。そういったことでこの滝ノ間地区の7箇所について引き戸式鋼製ゲートに改修しまして、高潮等から住民の生命・財産を守ることを目的としております。この陸こう部、開口部なんですけれどもこれの開閉方式といたしましては角落し式と引き戸式というのがございます。角落し式と申しますのは、木製あるいはFRP製の板をはめ込むという事で設置・取り外しの作業が大変であります。それと波によって板が外れるという事で、信頼性に欠けますことから近年は全国的に丈夫で開閉作業の容易な引き戸式の鋼製ゲートが主流となっております。次のページに所管課の1次評価としてですけれども、必要性につきましては角落し材、木製・FRP製ありますけれども、かなり重いという事で設置には複数の人手を要すると言う事で迅速な対応が不可能だという事がございます。緊急性につきましては、先程申しましたように台風の激浪・高潮によりまして浸水被害を受けたという事でございます。その有効性としましては浸水被害の防止によりまして背後集落、住民の生活環境が改善されるという事で、事業実施箇所としての優先度は高く事業は実施すべきと考えております。以上が新規箇所、滝ノ間地区の海岸保全整備事業という事であります。

次に岩館、インデックス岩館というのがあると思っておりますけれども、ここについて事業の終了箇所という事で説明させていただきます。事業期間は平成8年～14年の6ヶ年、総事業費は10億9,600万円、国庫補助率は1/3となっております。事業の中身と申しますか、事業の規模と致しましては、最後のページに計画平面図という事で図示してございますけれども、人工リーフ180m、これは水面下約1m位の高さに、消波機能を持った人工的な構造物を入れているという事でございます。その他護岸が200m、それと先程、八森のところでご説明致しました陸こう10門などとなっております。事業の立案に至る背景と事業目的につきましては、昭和42年～45年今から30数年前に整備した護岸の老朽化が著しいという事で、護岸背後集落への道路、そういった所への被害が大きいと言う事で、老朽化した護岸の改修により護岸背後集落の安全性と利便性の向上等を目的として実施したものでございます。事業費内訳等の項ですけれども、最終コスト比較としましては当初計画の1.18となっております。

次に住民の満足度の状況ですけれども、これにつきましては八森町主催の集落懇談会におきまして、越波被害が解消され、安心して生活出来るようになったという意見が寄せられております。所管課としての自己評価でございますけれども、県立自然公園内に立地しているという事で住民そして町の方から階段式の遊歩道、あるいは護岸にして欲しいと。あるいは護岸部への自然景観に配慮したような岩、そういったものも設置して欲しい。そういった景観に配慮しました護岸構造に変更したことによりまして、事業費の増加があった訳ですけれども、先程も申しました集落の懇談会の意見などから総合評価としては概ね妥当と考えてございます。

以上水産漁港課所管の2件という事でご説明させていただきました。宜しくご審議下さるようお願い致します。

高橋：はい、有難うございます。それでは最後に森林整備課さんからお願い致します。

森林整備課長：森林整備課関係は終了箇所評価だけでございますが、今回、公共事業が3路線、非公共事業2路線の全体で5路線上がってございます。最初に公共事業の流域公益保全林整備事業、長嶺熊沢線についてご説明申し上げます。調書の方をご覧いただきたいと思います。

これは森林管理道でございますが、昭和61年に過疎地域振興特別措置法の規定に基づく基幹林道指定を受けて実施された路線でございまして、鹿角市の八幡平小豆沢碓地区を起点に国道341号線と国道282

号線間の森林地帯を整備するための林道でございます。利用区域の森林面積が1,216haで、そのうちスギ人工林面積が50%の602ha、蓄積で53,338立方で利用区域のスギ人工林の87%、522haが 齢級以下の保育・間伐対象林分でございます。この路線開設の目的でございますが、利用区域内の保安林等の整備を推進しながら水源かん養等、森林の持つ機能向上のための基盤整備を図ることを主体にいたしまして、調書の方にも書いてございますが、市場流通体制の確保などを目的とした路線でございます。この路線の実績でございますが、整備延長が18,181m、幅員が4m、総事業費が18億9,400万でございます。昭和61年～平成14年までの17年間で開設した所でございます。これは当初計画と最終コストを比較した結果、1.15と増加しておりますが、地すべり地形を回避するために一部ルート変更を実施した事により、約2kmの延長増があった事が原因でございます。この路線の住民満足度等の状況についてですが、管理主体で実施した協議会等で林道の受益者や森林施業従事者の意見を聞き集約したところ、「車で森林に到達できることから間伐等森林整備に対する意欲が向上した」また、「間伐材の集積やトラックへの積み込み・運搬が大変楽になった」また、「春や秋の山菜シーズン、それにはかなり人が多くなった」という事もございまして、この林道の開設により森林所有者等が林道を利用して森林に入る機会が増えて、森林整備に対する意識が向上した事が伺われる所でございます。これからも森林整備の推進が図られるものと思っております。それらを通じて住民満足度の状況については更にまた受益者の方からも支線となる道路の要望が出されるなど、路線整備への満足度は高いと判断されたところでございます。この事業の効果につきましては、この当該路線は昭和61年に採択以来、平成16年度までの森林整備実績が保育間伐を主体に利用区域面積の53%、573haを実施しておりまして、スギ人工林における整備面積は479haで今後も団地化を図りながら、収入間伐も積極的に実施していくという計画となっております。事業の経済性の妥当性でございますが、この路線の採択時には費用対効果の分析は導入されておりませんでしたけれども、現在採用している費用対効果分析に当てはめて計算しますと、4.16でございます。経済性の妥当性は高いと判断したところでございます。

次にフォレスト・コミュニティ総合整備事業についてご説明申し上げます。2路線でございますが、代表して鬼倉山線についてご説明申し上げます。これは昭和60年度に公域基幹林道事業として新規採択された路線でございます。国道107号線と県道49号線に挟まれた国有林と民有林が併存する山岳森林地帯の整備を主体に、本荘市滝ノ沢地区と由利郡大内町滝地区を連絡しまして、市町間の交流促進に寄与するために計画された林道でございます。利用区域の森林面積は1,197haでそのうちの人工林面積が645ha、蓄積で122,282立方でございます。この利用区域内には、官行造林地を含めて429haの国有林がございまして、官民一体となって当該路線の開設を実施したところでございます。この開設目的は特に労働条件の改善と施業範囲の拡大を図り、適切な森林管理に役立てると言う事でございます。また、地域の信仰の山と言われております日住山及び鬼倉山への登山へのアクセス道路として活用を図る他、周辺地域の自然観察や保健休養の場として活用を図る等を目的としたものでございます。この完了路線の実績でございますが、整備延長が14,304m、幅員が4m、総事業費が21億8,200万でございます。昭和60年～平成14年までの18年間でございます。これも最終コストを比較した結果、1.18となっております。これは昭和63年度に国庫補助事業で改修と舗装を同時に施工する林業生産環境整備事業が創設されたことから、一般車両等の交通量が多いこの路線の計画を、同時舗装に変更したことによるものでございます。この路線の事業の採択基準は平均日交通量というのが60台に対しまして、この路線は平均約70台の実績がございまして、春夏の行楽シーズンには一日200台以上の利用がある訳でございます。それらも

含めて路線完了後の満足度についてでございますが、これも管理主体の本荘市及び大内町を通じまして、森林施業者や受益者の利用する人の意見を聞きまして、間伐等の保育作業が楽になった。また、ハイキングや林内散策等森林レクリエーションの多面的な利用が期待される。そういう色々な意見がございまして、林道を通じて森林とのふれ合いを深めていることが伺えたところでございます。この住民満足度の状況についてでございますが、そういう調査を通じてこの満足度が高いと判断した所でございますが、この効果については昭和60年の採択以来、森林整備実績は利用区域面積内の人工林に対して65%、417haを実施してございまして、今後も間伐の重点的な実施と市場への搬出のための利用等を予定しているところでございます。またこれも費用対効果分析による結果は4.41と言う事で経済性の妥当性は高いというふうに判断した所でございます。

次に非公共事業でございますが、ふるさと林道2路線でございます。それを代表して奥山線について説明したいと思います。この奥山線は平成5年度にふるさと林道緊急整備事業として採択された路線でございます。鳥海町猿倉を起点に鳥海国定公園に隣接する民有保安林地域を通過致しまして、同町の観光スポットである法体の滝までのアクセス道路として開築された林道でございます。事業地には昭和26年～昭和46年度までに開設された林道がございまして、これは急カーブや急勾配が多くございまして、走行が危険なものであるという事から観光者が増加している公共施設のアクセス道路として、また素材生産材の市場輸送コスト低減が図れる骨格林道として整備されたものでございます。特にこの目的は集落と公共施設を連絡する路線整備によりまして、アクセス時間の短縮による集客人員の増加または公共施設を連絡する事により、市民に森林利用レクリエーションの場を提供する等を目的としたものでございます。またここには、林業地域総合整備事業で平成5年度～9年度に実施した駐車場・休憩施設・遊歩道・トイレ等がございまして、地域の観光道路としてその役割を果たしているところでございます。この実績は、整備延長が9,209m、幅員が7m、総事業費が35億4,100万円でございます。路線完了後の満足度についてでございますが、管理者の鳥海町の調査によりまして林道の受益者や森林施業従事者および施設利用者等の意見を集約したところ、法体の滝へのアクセスが大変良くなった。そしてまた林道走行性の向上によって周辺施設の利用者がかなり増えたという事がございまして、林道を通じて集落間の交流や森林とのふれあいを深めていることから、開設の効果が伺えたところでございます。住民満足度の状況につきましては、管理者を通じて得た意見の状況等からも満足度は高いと判断されたところでございます。また、ふるさと林道事業の効果につきましてはアクセス道路として、開設後接続した観光施設の利用者が年間約17,000人から25,000人と8,000人増加したことから、大変効果があったと思われるところでございます。また、この林道を利用しての間伐等の施業も約100ha計画されているところでございます。またこれも費用対効果分析による結果は2.6という事で、経済性への妥当性は高いと判断されたところでございます。林道の終了箇所評価対象路線の説明をしましたが、全体路線を通じて評価結果の林道事業への反映状況でございますが、林道は再生産が可能な資源である森林の整備促進および林業生産コスト低減に寄与できる基盤施設として、更には地元住民の生活基盤として活用されるよう計画すると共に、土工量の縮減や再生骨材の拡大利用等、開設コストの縮減に積極的に取り組みまして効率的な事業施行に努め、整備目標の達成が出来ますよう、今後とも努力して参りたいと思いますので、ひとつ宜しくご指導をお願い致します。

これで森林整備課関係の説明を終わります。

高橋：はい、どうも有難うございました。一番最後に説明がありました、ふるさと林道奥山線。実は先

日私もここを通過して来たんですが、非常に素晴らしい道路でビックリした所でございますが、それは余談と致しまして。ただ今、農林水産部さんから20件、うち新規7件と終了13件についてご説明がございました。ちょうど新規案件につきまして、農山村振興課さんの6件とそれから八森地区海岸事業の1件がございまして、最初にこの新規案件につきましてご意見・ご質問を賜りたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。その後13件の終了評価の方をお願いしたいと思います。

一番最初の資料でございますが、農林水産部の農山村振興課さんの6件でございます。それから水産漁港課さんの八森地区の海岸事業が新規評価の7件でございますが。一番最初、事務局から説明がありました一枚物の資料によりまして、評価結果まあ選定会議の結果と思っておりますが、いずれも選定という表示がなされている所でございます。事業年度から来年度から着手になるという事での新規案件でございますが、何かご質問はございませんか。はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤：担い手育成についてなんですけれども、質問ではありませんけれども最初に資料が現場の写真や詳しい写真説明がついていて、大変分かりやすいという感想を持ちました。先程のご挨拶の中で前年比85%の縮減というお話がありましたけれども、ほ場整備は地域が成り立つ上での基本だと思っておりますので、環境に配慮しながらまた地域が維持管理し易いようにして事業を進めていただけたらと思っております。以上です。

高橋：はい、有難うございました。他にいかがでございますか。はい、折田委員どうぞ。

折田：それでは私の方から2つ程、ご質問をしたいのですが。1点目は、いろいろ細かに評価されて非常に分かりやすく結構なんですけれどもページは分からないですけれども、例の必要性から緊急性の中にですね、緊急性の中の評価項目の中に受益者の高齢化状況というのが評価の1つに入っていて、この中に60歳以上の耕作者が40%以上で後継者が不足であるというのが非常にウエイトが大きくなっているのですが、これは今の担い手育成事業の評価で考えればこれはどのように理解したらいいのか。高齢者程、手当をしなければならぬと考えれば宜しいのでしょうか。これに関連しまして、ちょっとこの場から離れるんですけれども例の平成12年でしたか。例の時限立法の過疎法で自立促進というのの中に農林漁業の近代化というのがあったように記憶しているんですけれども、それとはこれがどのようにリンクするのか。もし分かればお教えいただきたいのですが。以上でございます。

高橋：ただ今の評価基準との関係ですが、コメントをお願いします。

農山村振興課長：1番目に付いてでございますけれども、ここの評価内容につきましては国の基準に定める以上に県ではハードル・要件を高くしているという事でございます。実際に地元から要望されている事業量でございますけれども、平成16年度現在の要望を見ますと5,500ha程要望が出ています。これを将来の中期見通しもございましたけれども、予算の範囲では全て採択することはなかなか難しいという事で、課独自でそうした要件を定めたものでございます。国の方では特にその年齢何十歳が不適であるとかと言う事は定めてはございません。2番目の案件については少し調べてさせていただきたいと思っております。

この事業はそうした事も視野に入れて取り組んでいる事業でございます。

高橋：よろしいでしょうか。

農林水産部長：よろしいでしょうか。担い手育成という事を簡単に申し上げれば、担い手育成基盤整備事業というのは平たく言うとほ場を整備しますよという事業でございます。私共、このほ場を整備致しまして如何に農業のコストを下げていこうかと。こういう事が一番大きな点でございます。その為にはやはり機械化を、例えば耕作機械が入りやすくて、水田の作業が簡単に出来て低コスト化していこうというのが1つの大きな目的でございます。ただし、これは採択要件がございまして、ある程度その地域の田んぼを担い手、これからその地域の農業を担うという方々に集約してその田んぼを任せて行きましょうと。それで大規模化を図っていこうというのが1つの大きな目的であります。従いまして、個々の田んぼを整備するばかりではなくて、それを集約して次のその地域の担い手の方々に農作業を担っていただくと、こういう事でございます。従いまして今、高齢化が進んでいる地域程その整備を促進してそういう次の農業を担う方々が、その水田の大部分を担っていただきたいと言う事で進めている訳でありまして、採択要件にはその田んぼを1/4以上が担い手が担うという事を条件に、国庫補助事業として採択するという事でありまして、このまま放っておきますとその地域の農業を水田を守る方々が高齢化でいなくなることを防ぐために、担い手育成基盤整備事業をやっている訳であります。その整備した後を担う方々が25%以上の面積を担わなければこの事業は採択しませんよと。こういう採択要件にもなっている訳であります。そういう事でありまして高齡化と担い手との関係というのは、極めて密接な関係があると我々は理解しております。

それから2点目の過疎法の関係につきましては、これは過疎法というのは当初始まった時、10ヶ年計画でいわゆる市町村の財政措置という事で、市町村が一定の人口の減少率でありますとか財政状況等から過疎市町村という指定を受けた訳であります。その指定を受けずと過疎債という起債が認められる訳であります。この過疎債というのは極めて有利な起債で、借金をしてもその償還に今問題になっております地方交付税でそのうちの7割～8割が標準需要額として参入されてくる、極めて有利な地方債であります。それに指定されますとその過疎債を使って、地域の公共施設の整備を市町村が整備を促進できるという事で作られた制度でありまして、これは極めて財政上有利なものですから、過疎債の適用する過疎市町村とそうでない市町村との間に、非常に有利不利があるのではないかと言われたこともあります。過疎法はそういうものを使って過疎を脱却しようとする法律で、市町村の財政措置を市町村運営をやっていく上で運営しやすくするための特別な法律という事でございます。ですから当然、そういう過疎地域いわゆる中山間地域あるいは条件不利地域と言うことで、農業も側面から貢献しているのではないかという事で、今課長から説明があったように、そういう視点も充分に考え方に取り入れて事業を実施しているという事でございます。

高橋：折田委員よろしいでしょうか。その他、関連して何かございますか。はい、小笠原委員どうぞ。

小笠原：質問というより、お願いというか要望のような面が強いかと思いますけれども。まず、基本的にこの担い手育成事業は今いろいろご説明いただきましたように、過疎地の振興等を考えますと非常に大切な事業だと私は思っております。ただ、いろいろな新規事業の背景、事業の立案に至る背景という所に稲作偏重経営からの脱却を図るという言葉が、そして複合経営という言葉が殆ど出てくるんですけ

れども、そうは申しまして基本はやはり稲作が基盤にあるとまず考えて宜しいでしょうか。という所が質問なんですけれども、後は多分そうだと認識しておりますけれども、その場合に私共、医療保健の立場からちょっとこの事業の性質とは離れると思うんですけれども、稲作が進められてこれは秋田の基盤となる産業であると勿論思っておりますけれども、例の稲藁・籾殻焼きの件で医療福祉分野・保健分野では毎年話題になるというか問題になる部分でございます、こういう担い手事業の時に担い手の皆様方に稲藁・籾殻焼きをどのような、それこそ処理コストの問題もあると思いますので、その辺のご指導と言うんでしょうか、そう言うことも含めてご指導いただく訳には行きませんかという事が要望です。

高橋：はい、お願いします。

農林水産部長：秋田県農業を考えます時にやはり他県に比べて米のウエイトが非常に高いです。このままウエイトが高くては今の米の需要から見ますと、米の価格というのはどうしても上がらない。下がる一方ではないのかなと、そこを一番懸念している訳でございます。従いまして米の消費拡大という事を一生懸命やっている訳でありますけれども、今、年間60kg位しかしか食べないという状況になっております。朝もう一膳、ご飯を食べていただければなとか、高校生もちゃんと朝食を取って下さいよと、健康の面からも米の消費拡大からもそういうお願いをしている訳であります。そういう意味で米一辺倒ではどうしても立ち行かなくなる懸念があると、ですから売れる米作りを行って生産数量が他の県よりも良い米を作って売ればそれだけ作れるというシステムに変わりつつありますので、その為には何が一番必要かというやはり基本的にはほ場整備をやってコスト削減をして、良い米を作って売ろうと、これが第一でございます。これからの日本の農業を考えました時には、米だけでは生きていけないだろうなという面がありまして、今このほ場整備事業を実施することによって、農地の汎用化を図っていかねばならないと思っています。また、遊休農地も相当の数がございます。その田んぼをどう活用していくのか、1つにはそこに大豆を植えていこうではありませんかと。大豆を植えるためにはやはりきちんとしたほ場整備をやって、排水施設も整備していこうと言うことでありますので、今ほ場整備をやりながら面整備もやり、更に地下の方の排水事業、暗渠排水という事もきちんとやってあげばいろんな、水田ばかりではなくて畑作の大豆であれ野菜の産地化であれそういう事が可能になるのではないかなということで、米依存度を少しでも野菜など複合農産物に変えていきたいなと思っているところでございます。その基盤となるのがこのほ場整備事業でありまして、必要とするほ場整備の76%が1つの目標になっております。ただし、今70%にまだ届かない段階でありますので、限られた予算の中で、その効果が出来るだけ早く発現できるような予算措置を講じて、目標に向かっていきたいと考えております。

高橋：稲藁焼きのご質問を。

農山村振興課長：直接的な回答になるかどうかは分かりませんが、現在資源循環型の農業を進めるという事になってございまして、今回ご審議いただいている地区においてもそうした稲藁については牛に踏ませる。籾殻も同じですけれども。そしてまた農地に還元すると言ったような、地域において資源が循環する農業を推進してございますので、中にはまだそうした稲藁を焼くとか籾殻を焼くというのは風習が残っているかも知れませんが、事業の中でも例えば雄物川町等では畜産、養豚が盛んで

ございますけれどもそうした堆肥をスイカ栽培に投入して高品質な栽培に貢献していると。出来ればそうした取り組みを後押しして行きたいものだと考えてございます。

高橋：小笠原委員のご質問で、やはり基本は稲作ですかという話なんです、そこら辺の真意は複合率をどう変えていくのかという辺りに私ちょっと聞いたんですけども。

小笠原：私は結構でございます。

高橋：よろしいですか。その他如何でございますか。はい、松富委員どうぞ。

松富：小さな事なんですけれども、八森漁港滝ノ間の件でちょっとお聞きしたいんですが、2つ程ございまして。これは従来の角落とし式から全部引き戸式に変えるとなっておりますけれども、これは住民の殆どの方がこれを希望しているのかという事なんです。場合によってはこういう陸こうは潰して護岸にして欲しいとか、そういう意見等は無かったのかというのが1つでございまして。2つ目がここで災害が2つ起こっているとかそういうふうな事を含めてという事で評価しておりますけれども、この災害の1つとして日本海中部が入っているのかどうかという事なんです。それをちょっとお聞きしたかったんです。

高橋：どうぞ、お願いします。

水産漁港課長：まず1点目の角落としに対する要望ですけれども、八森町を大きく分けて八森地区と岩館地区がございます。そのうちの今回は八森地区の中の滝ノ間地区でございますけれども、ここには全部で陸こうというのが13ございます。そのうち滝ノ間に9ございましてこの9のうち2箇所は既にゲート式になってはございますけれども、残りの7箇所については先程申しました迅速に対応できないとか、なかなか人手がかかるとかそういった事で引き戸式に7箇所をして欲しいという要望が出ておりました。今、委員がご指摘の護岸を潰してというような要望はございませんでした。2点目の災害の部分ですけれども、これに...

松富：評価が5点というふうになっておりますから2回以上災害があった。と言う事は1つは台風14号ですか。それと日本海中部と言うことで2回と言う事なんでしょうかという事です。

水産漁港課長：日本海中部地震の方は入ってございません。

松富：入ってなくて普通の高潮というか、台風みたいなもので2回と言う事でしょうか。

水産漁港課長：と言う事です。

松富：それと最初の方の質問なんですけれども、例えばこの1つの理由として、全体的に歳をめされてきたから角落としたら1個40kg位あって重たいから。そういうふうな理由をあげられておられま

すけれども、逆にこういう引き戸式にしますと結構スケールが大きくなって、ちょっと時間が経つとしっかりした管理者がいない限り、かえって重たくなって締めたり出来ないのではないかという気がしたんですけれども、その辺りは如何なんでしょうか。

水産漁港課長：先程の角落としの方ですけれども、大体1枚当たり40kg位の重さがございまして、場所によっては長さもいろいろ変わってきます。そういった事で高齢化する事によってかなり難儀になるという事ですけれども、引き戸式の方につきましては施設そのものは県の管理になりますけれども、町内会といいますか地元の方をお願いしてやっていただくと言うことで、かなり軽いといいますか力を労せずして開け閉めが出来ると言う事で是非こういった物にして欲しいといった要望を受けて実施しようと言う事でございます。

松富：新しいうちはそれでいendarouと思えますけれども、古くなってくると意外とそうは行かないんじゃないかなという気がしておりますけれども、それは将来のことですから、以上です。

高橋：どうも有難うございました。それでは次の終了箇所の13件につきましてご意見を伺いたいと思います。新規案件につきましてはまた後で時間を見ましてご意見を伺いますが、終了箇所の13件につきまして如何でございましょうか。農地整備課、水産漁港課のもう1件。それから森林整備課の13件でございますが。

松富：担い手育成基盤整備事業の事業種別欄の記載についてですが、担い手云々と全く同じ呼び名ですよ。前者の方は区画整理といいますか、で後者の方はほ場整備となっておりますけれども、呼び方が全く同じですけれどもその違いは何ですかというのが1点目とそれと特に、私の場合は岩館漁港を見た場合なんですけれども、これは最終コスト比較とか最終費用便益費とかみたいなもので次のページの効率性を評価している訳ですけれども、これをずっと見ているとどちらか一方だけで評価しているように思うんですね。両方で評価していないような気がしまして、これはどちらか一方というそういう考え方でやっておられるのかという確認事項です。それが2点目。それと3点目が、この岩館漁港を見ますと最終コストみたいなもので、いわゆるコスト縮減の方で評価されておりますけれども、20%縮減となっておりますがこれはむしろ20%程度オーバーで、この評価で行くとDになっちゃうんじゃないかと。CかDですね。その辺りはどうなんでしょうかというこの3点お願い致します。

農地整備課長：では農地整備課の方からご説明させていただきたいと思えます。農山村振興課の方であげております、担い手育成基盤整備事業と農地整備課の終了の箇所であげております担い手育成基盤整備事業というのは、基本的にこれから新規が終了した地区かという差でそれぞれ抱えている事業自体は同じものがございます。それでご指摘の農山村については区画整理で農地整備課についてはほ場整備という言葉をよく使っているんじゃないかというふうな質問と考えておりますけれども、区画整理と言いますのはそもそも大区画ほ場にする際に、昔にありました区画を大きくすると言うものがございます。一方でほ場整備と言いますともう少し大きな概念も含みまして、今の区画整理とそれこそ先程部長が申し上げました汎用化のための暗渠排水ですとか、用排水路・農道といった物を包含する概念というふうな考えておまして、そのほ場整備の中の1つの中に区画整理といった物が含まれているというふうな

概念で整理しているところでございます。

松富：将来、一緒にするとかそういうふうな意見というか、部内であるのでしょうか。

農地整備課長：将来一緒にするかどうかという点でございますけれども、そもそも...用語の使い方と
言うことでしょうか。

松富：用語でも良いですし、例えばスケールの大きさとかあるいは最初の段階では区画整理で、次の
終わりの段階に来たならばほ場整備とか先程そういう説明をされたように理解したんですけれども。

農林水産部参事：ただ今の問題でございますが、具体的に言いますと、農山村振興課では場整備の事業
計画を進めてございます。そこで新規に採択されたものが、実施課として現在農地整備課で事業を実施
していると言う事でございまして、簡単に言いますと同じ言葉でございますので来年度からは統一的に
使っていきたいと考えております。

高橋：分かりました。よろしいでしょうか。その他如何でございますか。

水産漁港課長：先程の調書の1ページ目の事業費内訳の所の最終コスト比較と最終費用便益費この両方
というお話しでございましたけれども、本事業が着手された段階では費用対効果算定が義務化されてい
なかったという事でこの項にはあげていないと言う事でございます。それともう1点目の裏のページ
に行きますコスト縮減の状況、20%未満という部分が最終コストの所に来ますと18%増しになっている
という事でその評価ではないだろうという事でございますけれども、公共事業終了箇所評価につきまし
ては、費用便益費の算定が実施できない場合はコスト縮減の状況を適用すると。このコスト縮減の状況
と言いますのは、先程のところでも説明させていただきましたけれども例えば資材ですね。例えばリサイ
クル製品、再生砕石ですかそういったものですか、自然石を用いた護岸ではなくてそれよりも安価
な製品を用いたとか、そういったことでコスト縮減を図ったということでここにあげている訳でござい
ます。

松富：縮減はされていないんじゃないですか。

水産漁港課長：最終コスト比較の1.18につきましては、地元等の要望でコンクリートの重力式護岸とい
いますか、よくあります護岸ですけれどもそういった事に対しまして、県立自然公園でもあると言う事
で景観に配慮した護岸を造って貰いたいと言う事で、例えば遊歩道に自然石積みの階段式の護岸構造に
するとか、そういったことに配慮しまして当初事業計画よりも1.18倍になったということでございます。

高橋：この表現がおかしいということでしょう。20%増が20%縮減になっているということでしょう。

松富：そうですね、だからCかDじゃないかと。

水産漁港課長：最後、景観に配慮したという事でお話しをしましたがけれども、住民の要望で対岸式の遊歩道にして欲しいですか、護岸の延長を伸ばして欲しいということがありまして、当初に比べて18%の増になったということでございます。

高橋：あっ、どうぞ。

農林水産部長：この書き方の問題も若干1つ問題があるのかなと思いますけれども、当初計画とここで18%増になっているというのは、いわゆる例えば護岸を延長しなければならないという部分。それから例えば遊歩道の部分という地元要望もございまして、それで事業費が1つは増えたという前提がございまして。それと次ページのコスト削減にどういった努力をしたかというのは、基本的には別と申しますか個別のコスト削減策は講じているんだけれども、事業計画いわゆる護岸延長でありますとか遊歩道の延長があつてAと言うものがBになったんだと。だけれどもBになったけれども、これは屁理屈になると取られかねない訳でありますけれども、その削減は一生懸命やっていますよ、尚かつそれでもそういう当初計画よりも延長増があつて1.18だというご理解をしていただきたいなと思っております。

松富：と言う事は、何と言いますかね0.8をかければいいと言う事になっちゃうんですかね。1.18×0.8という。そういう感じになっちゃうんですかね。

農林水産部長：その辺の今後の記載の問題もあるかも知れませんが、そういう主旨だということでご理解いただきたいと思えます。

高橋：はい、よろしいでしょうか。その他、いかがでございますか。この終了評価の方は。はい、どうぞ折田委員。

折田：最後の方の林道についてちょっとお伺いしたいというか、コメントしたいんですが。どれでもいいんですけど、奥山線と三ツ森山線ですか。その中に事業の立案に至る背景の中に、観光開発というような4文字が出てくるんですけども、私は林道は元々そういう事までお考えになって計画立案されているとはあまり強く知っていませんでしたので、こういう事も考えられるんだなと思って今感動していたんですけども。これが評価になった時に出来上がってから評価する時に、次の2ページの森林整備費の費用対効果分析集計表のですね、この部分の今言った観光というのはどれに表れてくるのでしょうか。私、勝手に解釈したのは真ん中にある森林の総合利用便益の所にふれあい機会創出便益とあるから、これがその観光に該当する効果の部分かなと理解したんですが、これはこれで宜しいのでしょうか。

森林整備課長：中身についてはですね、森林総合利用的な形で入っていますが、特別に観光でどの位になりますよというような、林道自体は観光に勿論利用される訳ですが、それについて観光についての分析と言いますか費用はこの中には含まれておりませんで、あくまでも森林の利用と言いますかそういうふうな便益だけが入っています。

折田：そうしますと、計画を立てる段階では本来の林業の目的には当然使いますね。使うというか立案

して同時に他に効果があるのではないかとということを狙って計画される訳ですか。あとそうするとこの今の費用対効果の便益でいきますと、奥山線の場合はB / Cが2.6ということは、今言ったような効果があるとすれば本当は2.6を大きく上回る可能性があるかと、こう理解してよろしいのですか。

森林整備課長：そうですね、例えば山に入る人のアクセス的なもの。そういうものは当然、便益の中に入る訳でございますが、いわゆるフォレストアメニティというものも当然そういう施設を利用する人ではございますが、観光的にどうなのかというのはなかなか林道の方でこれを直接的に金額に計算するのはなかなか難しいものですから、基本的には森林の整備を主体にしながらふるさと林道でございますので、そういう林道の他の方への利用をかなり中心に考えております。そういうふうな形になると思います。

高橋：よろしいですか、その他如何ですか。はいどうぞ黒川委員。

黒川：終了評価の方で住民満足度等の状況という項目があるんですけども、その満足度を把握した対象が受益者と一般県民とどちらか一方だけのものあれば、両方のもあってこれはどういう基準で決められているのかという事と、そしてもう1つはアンケート調査のように数値で出てきているのはいんですけども、委員会審議会とかその他の方法等で何々等という意見もあったというだけののは、それは非常に客観性に欠けるのではないかと思うのですが如何でしょうか。

高橋：住民満足度につきましてのご質問ですが、はいどうぞ。

農地整備課長：農地整備課の方からお答えさせていただきます。私共の事業で行きますと、担い手育成基盤整備事業につきましてはお手元の資料でございますように、受益者と一般県民のアンケート調査。それと一方で畑地帯総合整備事業につきましては桃野地区でございますけれども、これについては受益者・審議会というふうに行っているところでございます。この違いはというのは、それぞれの事業の評価の仕方をどういうふうにするかということでございますけれども、まずほ場整備につきましては、この地区はまさに平場といいますかそういういろいろ集落も混在した地域でございますので、ほ場整備をやりますと大区画整理をやって農家的には大区画になって生産性が上がって暗渠排水もやって、水田の汎用化も出来て担い手も出来たということで、受益者にとっては直接的な利益を与える訳でございますけれども、一方でその周辺にも沢山の方が住まわれておりますので、そのほ場整備をやってその省力化により、例えば寄り合いに人が出てくるとかですね、お祭りに人が参加してくれるとか、ほ場整備をやって地域でしっかりした農業基盤が出来たことが誇りに思うとか。そういった間接的な効果と言いますかそういったものもやはり県の重点事業でございますので、それにふさわしい評価をすべきだというふうに考えてこういうことにしているところでございます。それでございまして、80～90%の方がそういった農業以外の間接効果についても満足いただいているというふうには評価しているところでございます。

一方で桃野地区にございましては、現在本事業の継続地区は、今、県の中でもございませぬ。重点が下がる訳でもございませぬが、まずはこの目標が急傾斜の畑地を何とか整備して夏野菜の産地化をしたいという要望が多ございましたので、それを地元でどういうふうに具体化しているのかといったことが満足と言える評価ではないかというふうを考えてございまして、こういった事業をやりましてほたら

かして何もやらなくて全国色々見ると耕作放棄地になっている所もあるようには聞いておりますけれども、本地域については受益者だけではなくて、営農関係とか水関係の土地改良関係とかがみんな頭を寄せて、何とかこの造成した土地を何とか有効利用して行こうという気運が高まるということは、総じてその事業の評価が高いというふうに考えておりますので、この事業の満足についてはこういった観点でさせていただいているところでございます。

高橋：という説明でございますが、黒川委員よろしいでしょうか。何か。

黒川：分かりましたけれども、受益者というのは字のとおり受け取ると益を受ける訳ですから、その人達の評価でマイナスの評価が出てくるというのはありえないんじゃないかなと思いますけど。

農地整備課長：ほ場整備をやりますと、ご指摘のとおり100%が当たり前だという事もございますけれども、ほ場整備をやりますと一番の効果というのがやはり元々の土地が飛び散った所を、ほ場整備をやって大区画にしてある程度土地をまとめて行くという、土地の権利関係が変わるという大きな事業もございまして、それがメリットである反面非常に調整が難しい問題もございまして、中には地域の取りまとめの方がこれで行こうといけば、ちょっと我慢しておくという方も中にはいらっしゃるかも知れませんが、こういう情勢の中での負担というのもございますので、100%じゃないという所は私達も反省致しまして、これから営農面とかいろんな施策を講じて皆さんが満足していただけるような環境にして参りたいと考えております。

高橋：はい、どうぞ。

農林水産部長：少し付け加えさせていただきたいと思います。今、農地整備課長が言った事に付ける訳でありますけれども、総括的に言いますと私共の土地改良というのは基本的にいわゆる農地を持っている人の負担を求めた事業であります。そうしますと受益者という人は反対、誰も不満足だという人がいないんじゃないかという今、委員のご指摘は全くその通りであります。本来的に我々この事業を完成した時に、直接関わる受益者の方々の満足度はどうかなと。それからいわゆる先程からいろんな農地というのは多面的機能を持っていますよ。国土保全機能を持っていますよと。そういう意味からもやはり税金を投入する部分について、一般県民からもその満足度と申しますかそういうことも聞いていかなければならないだろうなということで、両方合わせて聞く場合があると。ただ、不思議に思われるのは受益者の方でも全部が賛成していない、満足していないという部分は今、課長が説明したように換地処分、あそこに良い土地があったのに俺に配分されたのはここじゃないかという、終わってからのその再配分の不満がこの100%に至らないのかなということで、我々は判断しております。従いましてこの整備が面的整備が終わった後の処分は、出来るだけ地域の農家の方々がこれは100%満足するかという極めて難しいのかも知れませんが、そういう問題もはらんでいるということでありまして、本来であれば出来るだけの事業もいろんな方々から意見を聞くということが大事なかなと思います。従いましてアンケート調査という方法もある訳でありますけれども、その意見の聞き方というのも我々これから工夫していろんな意見を参考にして新しい事業に繋げて行かなきゃならないと思っております。

高橋：はい、有難うございました。その他、如何でございますか。はい、澤口委員どうぞ。

澤口：簡単な質問なんですけれども、2点程お伺いしたいと思います。1つは林道の奥山線でございますけれども、先程、折田委員からも質問があったんですが費用対効果の分析集計表を見ておきますと、この奥山線にだけ水源かん養便益とか、山地保全便益あるいは炭素固定便益というものが計上されず、他の路線は全て計上されています。ふるさと林道だとかこういう便益はないということでこのような事になっているのでしょうか、これが1点目です。もう1点目は、ちょっと話は戻って申し訳ないんですけれども、農山村振興課さんの方の事業の関係なんです、廃用損失額ですね。廃用する施設の現存価値という話なんですけれども、ゼロになっているものが何地区かございます。恐らく残存価値がないということでこういうゼロになっているんだと思いますけれども、一般常識といいますか普通の機械なんかで非常に古くなったものであれば価値がないということが起きると思いますけれども、一般常識から見てこの写真を見て農地がある。それは全く価値を持たないということになるのかなと。国の方でそういう基準でやっていますというお答えかも知れませんが、そこ付近をどのように考えてこういった価値がないみたいな話になるのかを教えてもらえれば有りがたいと思っています。以上2点宜しくお願ひします。

高橋：はい、どうぞお願いします。

森林整備課長：ふるさと林道の関係でございますが、水源かん養便益とか山地保全便益というのは、どちらかという林道を使って治山事業を実施するというような便益でございます、本来はこれにきちりあげるべきなのかなと思っておりますが、何せ林道が費用対効果分析をやるようになったのは平成11年度でございます、この箇所については当時まだやっていないと言う事もあって、今の状況から逆算したような形で費用対便益を計算していった訳でございます、全てが載っていないのかも知れませんが、ただ、これについては直接的なものよりもそういう形で試算、いわゆる環境保全的なものを利用した場合の便益がここに出てくる訳でございますので、本来はそういうものも載せるべきだったのかなと思っております。

農山村振興課長：費用対効果算定において廃用損失を計上することについての問いでございますけれども、この事業によってまだ耐用年数のあるものをやむを得ず廃用する場合、その施設の損失額でありまして、その耐用年数分の事業費を損失費用として効用から差し引いているものでございます。

澤口：理屈としてはそうだと思いますけれども、どうも我々常識的にですね現地の写真を見させていただいて、ここが全く価値がない物なのかという事を素朴な次元で疑問に思うという。これは私の意見でそれで結構でございますけれども、何かおかしいんじゃないのかということですね。以上です。

高橋：まあ、普通であれば残存可で5%残るとか何かそういうご意見ですね。

澤口：それは機械であってもそうですけれども、いわゆるこういう基盤と言うかですね土地そのものから、そういう利用上の価値というのは必ず残る筈だと思うんですけれども。まあそうになっています

という事になるとですね、そうですかとしか言えません。という疑問でした。

高橋：それは何か償却方式とか何かきちんとあるんですかね、そこら辺は。残存価値の計算とか。

農山村振興課長：その事業の基準に基づいて算定したものでございますけれども、ここに計上している金額の根拠について、調べさせていただきたいと思っています。

高橋：それではちょっと後でご回答お願い致します。井上委員どうぞ。

井上：林道ですけれども、国道でしたら例えば道路維持課とか道路を造ってから維持する部もあると思うんですけれども、この林道の場合にはあるんでしょうか。というのは、長嶺熊沢線ですけど延長18kmそしてこの評価調書の所に事業終了後の問題点として土質が脆く、融雪期や梅雨時期に法面崩落等の発生が見られることから云々とあって、確かにこの一番最後の写真ですかね位置図あるいは写真の所を見ると、この延長18kmを地図を見れば途中これが崩れたらどうするのだろうかということ、そういう意味で維持管理はどういうふうにしているんでしょうかという質問です。

森林整備課長：林道の維持管理は市町村の方に移管した形でやっていただいております。災害なんかのある場合は、公共施設ということもあるのでその災害については国庫を使いながら復旧する訳であります。管理については各市町村の方に移管してやっております。

井上：位置図を見ますと保安林が殆どなんですね。保安林というのはある程度手を付けられる...

森林整備課長：保安林は森林法の中の保安林でございまして、森林整備に関わるものについては保安林は解除しなくても協議でやれると言う事になっております。

井上：はい、わかりました。

高橋：はい、どうも有難うございました。ここら辺でちょうど前半の時間になりましたですが、これまでの農林水産部さんの案件につきまして、次回に重点審議として残すべき案件がありますでしょうか。ありましたらご指摘いただきたいんですが、はい、どうぞ先程の件ですか。

農山村振興課長：先程の廃用損失額について補足させていただきたいと思います。たまたま額を計上しているのは浦田地区と会塚地区でございますけれども、他の地区についてはゼロ計上のところがございます。この考え方につきましては、標準の耐用年数30年ないし40年を過ぎたものについてはゼロ計上としたということございまして、残存価値のあるものについて会塚とか浦田地区については残存価値を計上しているということでございます。

高橋：澤口委員、如何ですか。今のご説明で、30年・40年経過したものはナシということで計上しているということでございますが。

澤口：理屈は承知しましたけれども、今一やはり常識的に腑に落ちないと申しますか、実際その価値を持ってまた耕作していく訳ですから、腑に落ちないなということで。結構でございます。わかりました。

高橋：何か補足ございますか。

農山村振興課長：先程の件にまた補足でございますけれども、農地ではなくてこれは水路等の施設に附帯した構造物の価値ということでございますけれども。

高橋：如何でございますか。

澤口：そうすると農地の部分については価値があるということですか。残存価値があるということですか。

農山村振興課長：説明が不十分で申し訳ございません。この算定書によりますと整地工だけの場合は耐用年数を100年としてございますけれども、整地工と用排水路・耕作道等が一括された場合にはその算定すべき標準耐用年数は30ないし40年で算定するという事になってございます。

高橋：よろしいですか。はい、分かりました。それでは次回重点審議すべき事項はございますでしょうか。ご意見を賜りたいと思っておりますが、これまでの県の評価で対応よろしいでしょうか。特にご意見がないようであればこれまでの県の評価の内容を可と致して承認したいと思います。

それでは次に、建設交通部所管事業につきまして、調査・審議を行いたいと思っております。ご説明をお願い致します。

都市計画課長：説明させていただきます。建設交通部の終了箇所評価の最初でございます、旧国道線とタグのついたページをご覧ください。評価調書に基づいてご説明させていただきます。まず事業の概要についてですが、旧国道線は、湯沢駅の近く13号と平行した旧市街地を通ります幹線道路という形になってございます。この地区の沿線には旧来より商店街が形成されておりましたが、道路幅も狭く舗道も未整備であったため、今回、都市計画街路事業として優良な都市空間を生み出すために整備を行ったということでございます。事業期間は平成6年度～14年度、延長が約510m・幅員は16mでございますが、商店街地権者等の協力によりましてセットバック両側1mを確保していただきまして、合計として空間としては18mを確保しているという所でございます。事業目的は、中心市街地の活性化・狭隘道路の解消・冬期の歩行者安全確保等々でございます。事業費は、当初計画57億と、商店街を通っている道路の拡幅でございまして、用地補償が多く掛かるため比較的高いものとなっております。最終コストにつきましては約63億という事でございますが、この増加の主な要因は、当初は計画されておりました電線共同溝が事業内容として追加されたためでございまして、電線共同溝事業につきましてはほぼ5億かかっておりますので、この5億を差し引きますと約58億という事でございまして、当初計画に比較するコスト比較としては約2%程度となります。住民満足度等の状況につきましては、平成16年8月にこの道路を利用する方々に200人程度、アンケート調査をしております。その結果につきましては簡単

な総括表をつけてございます。200人のアンケートのうち有効回答者130名の方々にこのような評価をいただいております。1番多く評価をいただきましたのが、狭隘道路が解消され緊急車両が円滑に走行されるという交通面の話。また美しい景観でございますとか、広い歩道空間という空間面の話。また、冬の快適な歩行空間でございますとか排雪性向上といったようなところが高い評価を受けております。全般的に高い評価を受けていると考えてございます。しかし、今回の事業目的のひとつでございます買い物関係につきましては狭隘道路等と比較致しまして、いささか効果の観点では以前と変わらないという判断をされた方が少し多くなっているというような状況でございます。また、関連プロジェクトにつきましては、今回この事業をやると同時に、沿線の商店街の皆様も商店街近代化事業を導入されまして、事業によって当然生じる立替等について、商店街近代化を図ると言うことで道路空間並びに商店街合わせて、良好な空間を確保しようとしたものでございます。

続きまして自己評価でございますが、住民満足度の状況と致しましては、アンケート結果に見ますように、殆どの項目で高い評価を得ていることもありAという判断をしております。また、事業の効果につきましては想定どおり現れていると考えておりまして、そういう意味では達成率は100%ではないかと思っております。効率性につきましてはB / Cが1.0以上である他、今回算定が難しく入れておりません歩行者空間にかかるもの。例えば冬場の安全性でございますとか景観の向上、またこの通りは湯沢の伝統行事でございます七夕の絵灯籠でございますとか、大名行列・犬っこ祭りなどの祭り空間としても活用されておりまして、このような便益も大きいと考えてございまして、そういう意味で妥当であろうと思っております。総合評価と致しましては、狭隘道路の解消や都市景観の向上等が図られており、住民満足度等も高いことから、概ね妥当であると考えているところであります。よろしくご審議の程お願い致します。

高橋：はい、有難うございました。続いて下水道課さんからお願いします。

下水道課長：下水道事業は終了箇所評価1箇所でございます。八森処理区でございますが、これは公共下水道の県代行事業でございます。場所は八森町でございます。平面図が載ってございますが、今回の対象が赤の区域でございまして、3,083mの区間でございます。代行事業の対象になった箇所というのは、八森浄化センターでございます。県代行事業の主旨についてでございますが、財政力や技術力に乏しい過疎市町村の中で、まだ下水道に着手していないか、または着手してるもののまだ供用していない町村において、県が市町村に代わりまして、下水道の根幹的施設を整備する事業でございます。この制度が平成10年度に制度化されまして、その第一号が当該箇所でございます。八森町というのは県立自然公園がありますし、沿岸漁業が非常に盛んな地域ですから、海域等の水質保全の重要性は高いのがげんじょうであります。町では平成7年度から事業に着手し、これを支援する形で平成10年度から代行事業に着手しております。

財政状況や人口等の代行要件に全て満足するという事と、他の地域に比べ遅れている生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に事業を始めております。事業費の内訳でございますが、当初が20億5,000万、これが最終的には16億8,000万でございまして、コスト縮減率が18%ですが、その内容は、処理場の建物のレイアウトの見直し、機械電気設備の見直し等による約3億7,000万の縮減でございます。また、最終費用便益等につきましては、事業全体で算出が必要という事でございまして、市町村事業が終わらなければ(平成22年の予定)最終的な便益費が出せない状況にございます。それからアンケート調

査についてでございますが、対象戸数が915所帯のうち599所帯から回答を得ておりまして、下水道の必要性については93%、満足度については94%と非常に高い支持を得ております。事業効果の把握の手法及び効果でございますが、14年度末の時点での下水道事業実施市町村が60市町村であり、その時の目標市町村が49に対し、実績として53市町村がやっていることから達成率が108%になります。所管課の自己評価でございますが、住民満足度の状況については非常に高い状況で、事業の効果についても達成率が高い状況であります。下水道の普及率でございますが、当初着手する平成10年時点では1.6%ございましたが、今回の代行事業により平成14年度末にはその率が40.6%となります。普及人口にしますと1,850人の増でございますが、事業の有効性がかなりあったと言えます。また、効率性については、縮減率が18%でございますが、コスト縮減に努めた結果の現れでございます。以上から、総合評価としては、概ね妥当であるという評価をしてございます。宜しくご審議の程をお願いします。

高橋：はい、有難うございました。それでは次に道路建設課さんからお願いします。

道路建設課長：道路建設課所管の終了箇所評価3箇所のうち十二所花輪大湯線についてご説明します。場所は鹿角市花輪の市街地に稲村橋がございますが、この前後の道路改良を含んだ200m程の工区でございます。工事の目的は、当該箇所に歩道がない状態でしたので、その解消のための歩道設置と道路が非常に幅員が狭くて大型車のすれ違いが非常に困難な場所でしたので、その解消のための拡幅、さらには、稲村橋が昭和8年に架けられた老朽橋ですので、その架け替えでございます。当初の事業費が19億で、最終的には19億5,500万ですが、事業費が増えたのは、市街地の道路ということで当初歩道の舗装をアスファルト舗装で考えていたものを、少しグレードの高いインターロッキング変更したこと、少しグレードの高い照明にしたこと、また、稲村橋が日本の三大囃子の一つの花輪囃子で使用される橋であるため、地域の住民の方々のご意見を伺い、少しグレードの高い高欄を設置したということによるものでございます。最終的な費用便益は1.15であり、当初の費用便益は、ここには記載していませんが、1.18であります。コストがアップした分だけ少し下がったという形になっております。住民の皆様の満足度につきましては、アンケートからは非常に喜んでいただいているという結果を得ております。自己評価についてですが、歩行者の安全性が確保できること等地域の要望に対して応えているということで、十分な満足をいただいていること、効率性ではB / Cが1.15ということで、総合的に判断して事業そのものは概ね妥当であろうという評価をしております。

他に2箇所ございますが、大体似通った事業でございますので、十二所花輪大湯線これを代表して説明させて頂きました。

高橋：はい、有難うございます。それでは次に河川課さんからお願い致します。

河川課長：それでは河川課事業の継続箇所についてご説明いたします。河川事業の広域基幹河川事業が2箇所ございますが、その中で福土川の方を説明させていただきます。この事業は平成14年から始まりまして、今年が3年目の継続事業で、延長1,258mの河川改修でございます。総事業費は31億2,800万で、事業目的は、洪水規模の縮小及び浸水被害の防止でございます。また、地元住民が水に親しめるような環境に配慮した川づくりも目指しております。所管課の自己評価と致しましては91点となっております、B / Cも8.3というような高い効率性がございます。このようなことから、福土川の事業につつま

しては継続して今後も事業を進めて参りたいと考えております。

次に海岸事業2箇所ございますが、そのうちで琴浜海岸について説明いたします。この事業は海岸環境整備事業と言いまして、海岸浸食の防止のためにに行っている事業でございます。事業期間は平成8年～平成25年の18年間ございまして、今年は9年目の継続事業評価となっております。事業の目的でございますが、人工リーフをによる海岸浸食の防止であります。この海岸にはコースタルコミュニティゾーンという、海岸の利用施設である駐車場やトイレ等を設けておりまして、海水浴客の利便を図るための事業として海岸事業と併せて行っております。この事業は63年～平成14年まで行いましたが、その前浜の浸食を防ぐために、人工リーフを設けて海岸の浸食を防止しているところでございます。全体事業の延長は681mで、人工リーフ350m1基、150m1基、180m1基の3基でございます。自己評価と致しましても87点となっております。このように、コースタルコミュニティゾーンと一緒にしている事業でございますので、この事業につきましても継続して事業を行いたいと考えております。以上でございます。

高橋：はい、有難うございました。それでは続きまして砂防課さんからお願い致します。

砂防課長：砂防課所管の継続評価5件についてご説明します。5件については通常砂防事業2件、それから火山砂防事業3件であります。通常砂防事業に関しては小桑沢、火山砂防については寒沢川でご説明します。恐れ入りますが砂防事業5箇所全てでございますけれども、様式7の3の対応方針が空欄となっております。記載漏れですので記入をお願い致します。内容は事業の施工に当たってはコスト縮減に留意しながら推進するです。宜しくお願い致します。

それでは小桑沢についてご説明します。事業名は通常砂防事業、事業種別は砂防えん堤工。河川名は雄物川水系小桑沢、箇所名は雄勝町秋の宮地区であります。小桑沢は大沢川に合流する溪流であり、流域面積1.71キロ²の土石流危険溪流であります。近年の豪雨により、流域内に山腹崩壊や溪岸浸食が発生し、溪床内に土砂が堆積し、今後の豪雨により土石流化する恐れが懸念されていることから、砂防施設を整備し安全を確保するものであります。

事業期間は平成11年～17年の7ヶ年を予定しております。総事業費は6億3,000万円、補助率は1/2であります。事業内容は砂防えん堤工2基であります。事業目的は、砂防堰堤を施工し、土石流から住民の生命・財産を守ることです。保全対象は人家23戸、町道が1,500mと公民館1棟であります。事業費の内訳は、全体事業費が6億3,000万円、今年度は8,000万円で、2号堰堤工の一部と付け替え道路工の一部を実施します。平成17年度は2,200万で堰堤工の完成と付け替え道路完成の予定で進めております。自己評価につきましても、効率性つまり事業の費用便益は1.9となっており、総合評価につきましても、評価点が85点と高いことから事業継続は妥当であると考えております。

次に、寒沢川についてご説明します。事業種別は砂防堰堤工、河川名は大沢川水系寒沢川、箇所は仁賀保町院内であります。事業概要についてですが、寒沢川は流域面積3.21キロ²の土石流危険溪流でありまして、近年の豪雨により流域内は溪岸浸食や山腹崩壊が多く、倒木も認められ今後の豪雨等により堆積土砂が土石流化する恐れが懸念されることから、砂防施設を整備し安全を確保するものであります。事業の概要につきましても、事業期間は平成8年～17年、総事業費は21億8,000万円、国庫補助率は5.5/10、事業規模は砂防堰堤工4基と床固工2基、溪流保全工645mであります。事業の目的は、土石流を防止するための砂防堰堤工を施工し住民の生命・財産を守ることです。この中で保全対象につい

ては人家82戸、町道・耕地それから公共施設等となっております。事業の内容につきましては、今年度は1億5,000万で溪流保全工160mを実施致します。来年度は1億8,000万で溪流保全工233mを施工し完成する予定であります。

自己評価につきましては、効率性つまり費用便益が2.79となっており、総合評価につきましては、85点と高いことから事業継続は妥当であると考えております。以上であります、よろしくご審議の程をお願い致します。

高橋：はい、有難うございました。それでは次に港湾空港課さんからお願いします。

港湾空港課長：重要港湾改修事業の継続箇所評価2件につきましてご説明させていただきます。秋田港と船川港がございますけれども、船川港の方で代表して説明させていただきます。事業の概要につきましては、港湾道路生鼻崎線の改良でありまして、延長3,200m、その中にはトンネル723mもございますが、事業期間平成14年～19年、総事業費約55億円であります。そのうち港湾事業としては、半分の27億5,000万、あとの半分は道路管理者の方から頂き、港湾管理者が一括して事業を実施しております。この路線は臨港道路であると同時に、主要地方道男鹿半島線でもあることから、お互い合併して2車線の道路を4車化するという計画でございます。計画の背景でございますが、この路線は船川港と秋田港を結ぶ重要な路線として、これまで男鹿と天王で大規模な拡幅がなされてきましたが、ここの部分だけがボトルネックのような状況で残ってしまい、平成11年の頃には12時間交通量が1万2,856台と、2車線としては交通容量がギリギリの状態であったことから、4車化すべき道路というところで話が進んできたものでございます。事業の経過としましては、平成15年までは3億7,840万円、平成16年8億円を投資し工事に着手しており、平成17年度以降は、トンネルをはじめ工事を本格的に進めてまいります。自己評価としましては、ここを改良してほしいという地元の熟度が非常に高いこと、交通量が多いにも拘わらずボトルネックとなっており拡幅の必要性が高いこと、緊急輸送道路の位置づけや平成19年国体のアクセス道路として緊急性が高いこと、費用便益費が2.2と高いこと等から、事業の継続は妥当であるという判断を致しました。今後は、引き続きコスト縮減に留意しながら、事業を着実に推進したいと思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願い致します。

高橋：それでは最後に建築住宅課さんからお願いします。

建築住宅課長：それでは建築住宅課の方から公営住宅整備事業の新規箇所評価を説明します。これは、近年の経済不況により、低所得者の増加により公営住宅への要望が高まっているということ踏まえ、県営住宅である南ヶ丘ニュータウンを建設するというものでございます。当該ニュータウンは、秋田駅から車で約15分で、横山金足線を南に下ったところで、遊学舎・赤十字病院等々と近接しております。図の中に建設計画地と印してございますが、こちらが今回の事業対象となる区域で、既に宅地の造成が終わり、ここに低層の木造住宅91戸を建設しようとするものであります。ちなみに2期工事と印している部分につきましては、現在、荒造成のままでございまして、そこに教育福祉・医療施設等県の施設を今後建設しようという計画を検討しております。事業名でございますが県営南ヶ丘住宅建設事業でございます。事業の概要についてですが、まず事業の期間が平成17年～平成21年の5ヶ年、総事業費が29億5,000万でございます。こちらの方は国庫補助がございまして1/2および1/3であり

ます。事業規模につきましては、公営住宅91戸・集会場1棟・広場整備であります。事業の立案に至る背景という事でございますが、県営住宅につきましては県全体で今約2,200戸ございますが、そのうち老朽化の著しい県営住宅につきましては廃止を進めております。戸数のピークは平成11年でございますが、それに比べまして今年度末におきましては全県下で139戸の減少となっております。特に秋田市内につきましては109戸の減少となっております。公営住宅につきましては冒頭申し上げましたように、低所得者層の増加によりまして高いニーズがあるということで、それに応じ、県としての責任を果たしていきたいと考えております。また、このニュータウン内に現在、教育福祉・医療施設の検討を進めておりますが、そちらの方の利用者の家族の住宅ニーズにも応えられるように整備をしていきたいということで、その施設と県営住宅が一体となった福祉の町づくりを進めていきたいと考えております。

事業目的でございますが、住宅に今困窮しております低所得者の方に対して、低廉な家賃で住宅を供給するというものでございます。特に加齢・介護という事にも対応できるケアサポート住宅というものを、現在一般住宅も対象にした指針を当方で検討してございますが、そのモデル的な住宅としてこちらの住宅整備していきたいと思っております。事業内容でございますが、事業費内訳等が表になっておりますが、平成17年度に用地取得・基本設計・1期の実施設計を計画しておりまして、平成18・19・20・21年とそれぞれ公営住宅を20戸、最終年31戸という計画で建設を進めていきたいと考えております。

調査の経緯でございますが、この団地の周辺につきましては、公共公益施設が既に整備されており、高齢者・障害者にとって恵まれた居住環境になっておりますし、宅地の造成が既に終わっているということで円滑な事業推進が図れると考えております。事業を取り巻く情勢の変化につきましては、居住のニーズが高いということと、高齢者人口も増加をしてきていることから、入居ニーズにつきましてはその秋田市内の公営住宅の応募倍率で見れば、14.3倍と近年かなり高まってきている状況でございます。

主管課の1次評価でございますが、必要性につきましては福祉的效果という観点から、住宅困窮者世帯の多寡でありますとか応募倍率ということでかなり高い数字になっており、40点と評価しております。緊急性につきましては県民生活の質の向上という観点から、住宅のバリアフリー化の促進とか子育て支援・魅力ある町づくり支援・木材産業の振興などから、緊急性を20点と評価をしてございます。有効性につきましては2点ございまして、1つは地域波及効果ということでコミュニティ活性化や地域産業振興・地域景観の向上に該当すると評価しておりますし、政策誘導効果につきましてはケアサポート住宅ということから高齢化社会への対応の先導的役割を果たすということで20点という評価をしております。全体としまして80点という事で、当課としましては必要性・緊急性・有効性が認められ ランクになっており、事業実施を図る必要があると考えてございます。総合評価として「選定」とさせていただきます。

また、総合政策課長、財政課長の意見は、コスト縮減等に努めるということありますが、最終の新規箇所選定会議におきましては事業実施は妥当であるということで「選定」となっております。評価結果の該当事業への反映状況等、対応方針という事でございますが、補助事業ということございまして、当該箇所を国に新規要望すると言う事と、事業実施に当たりましてコストの縮減に努めるということを考えております。公共事業評価専門委員会意見という欄でございますが、そちらの方に県の評価および対応方針を可とすると先走って書いてございますが、この欄につきましては委員会終了後に記載という事ございまして、空欄の所、誤って記載をしたという事ございまして、誠に申し訳ございませんでした。

以上で私からの説明でございます。宜しくご審議下さるようお願い致します。

高橋：はい、有難うございます。建設交通部さんから只今の南ヶ丘団地新規1件それから11件の継続、河川課さん・砂防課さん・港湾空港課さん11件でございます。それから終了の方が街路・下水道それからバイパス関係の道路建設課さんが3件でございます。以上一括してご審議をお願いしたいと思います。時間も押しておりますので、一つ宜しくお願い致します。はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤：今、ご説明いただいた南ヶ丘団地につきましては、国の森林林業白書でも国産材の杉材の公共事業への利用拡大という事を謳っておりますので、国庫補助ですのでそういった点からもこの秋田杉住宅という点で多少割高感はあるかも知れませんが、杉の活用という点で評価したいと思います。それと継続箇所について質問なんですけれども、焼間沢、通常砂防事業の所の焼間沢という所ですけれども、これが事業推進上の課題という事で用地交渉が難航しているという事でしたけれども、これについてちょっと詳しく教えていただきたいという事が1つ。もう1つはその隣の折ヶ島川という所と今の焼間沢地区の事業規模を比較してみますと、総事業費がどちらも5億位なんですけれども事業規模の所が、砂防えん堤が2基と1基になっていてえん堤の規模としてはどちらも似たような感じがするのが1基と2基ということで、事業規模と総事業費というのが比例しないなと思います。これは通常砂防事業と火山砂防事業の違いで、例えば標高があるとか土質作業に折ヶ島川の方がすごくえん堤以外の面で事業費がかかるとかといった事から来るのかどうか教えていただきたいと思います。以上です。

高橋：砂防課さんの方、いかがですか。

砂防課長：始めに、焼間沢用地問題の事ですけれども、これについては焼間沢については砂防堰堤を計画してございます。下流にある砂防堰堤は、用地関係者からなかなか承諾を得られない状況があります。そういう事から用地交渉が難航しているという表現をしております。

それから焼間沢と折ヶ島川は事業費が同じ位だと、1基と2基で何故違うかというご質問だったように思いますが、砂防堰堤の規模、高さが違うという事から、確かに事業費は同じ位ですけれども砂防堰堤の規模が違ふと。そういう事から違っているものであります。以上です。

高橋：佐藤委員どうぞ。

佐藤：有難うございます。最初の用地交渉の件ですけれども、場合によってはルート変更という事もありうるという事でしょうか。

砂防課長：今現在は、出来る限り説得し事業を継続していきたいとは考えております。粘り強く交渉は続けていきます。

佐藤：有難うございました。

高橋：はい、石井委員どうぞ。マイクをお願い致します。

石井：一言も言わないで帰るのもマズいんで。実は私、発足当初からこの委員会に入っていて、前は再評価でしたですね。今、進行している事業に対してどうしようかという話になっていて、中止とか継続とかいろいろ意見を出すという事になっていましたけど、それでまあ再が取れて今度は新規の事業が入ったんだなと見てまして、最終的に今度また今回新しく終了した事業について入っていますね。それも最初にやられているという事で。そうすると我々は最終ですからもうどうしようもない訳ですな。我々の委員会の役目と最後の評価というのはどういう関係にあるのかと。事項評価されている訳ですけども。我々は何を言ったらいいのかという事です。それからその自己評価というものはよく今、僕等も大学ではさんざんに自己評価と言われまして、結局はプラン・ドゥ・チェック・アクトですね。アクトってチェックはなさっているけど、それを最後に終了した事業に対してチェックをなさったと。そのチェックの仕方もちょっとおかしいと思うんですけども。それはその事業の効果があつた何かじゃなくて、その事業主体がどのように展開していったのどのようにやって来て、どうなったかという事をチェックするのであって、それでチェックした事によって次の事業をやった時にそれを活かすという形になってくると思うんですよ。そうすると確かに住民の目的は達しているかも知れないけれども、その中間の段階で時間が延びてしまったとか遅れたとか何とかといろいろあつた事に対する反省があつて、その次に活かすというような話になっていなければいけないんだけど、ただ住民が喜んでいたりとかアンケート調査したというような言い方で果たして自己評価になるのかなと言う、私はそういう気がしますね。これね、最後に言おうと思ったんですが多分時間が無くなると思いますので、その点もう少し考えていただきたいと思います。

高橋：はい、終了評価の意義についてちょっとコメントをお願い致します。

建設交通部：建設交通部でございますけれども、農政部さんも同じですけれども、確かに石井先生がおっしゃられるように、この評価につきましては事業のいわゆる再評価という形でスタートをし、また更に新規の事業についても果たして妥当かどうかという事でスタートをしております。その中で、じゃあ終わった事業がどうかと委員の先生方は皆様どう評価すればよいかという疑問があらうかと思っておりますけれども、継続も含めてそれぞれの節目節目に採択なつたものあるいはこの評価委員会を通つた事業が、何年か後の状態がどの様になっているか、あるいは終わった後の評価がどうだったか。確かに受益者の先程の質問もあつたんですけども、受益者のみを対象にした評価あるいは自己評価で良いのかどうか、総体的にどういうふうな評価になるのかという事は疑問点があらうかと思っておりますけれども、その辺もまあこの評価の仕方をどの様にするかも含めまして、今後検討しなければいけない所もあらうかと思っておりますが、いずれ、継続の事業、終了した事業をそれぞれの節目節目でこういう場で公表といいますか、オープンにして皆様から評価していただきたいという主旨で継続あるいは終了後の事業も含めて諮問して行っているという主旨でございます。

高橋：次のアクションに繋げていくという評価の意義のご説明の様ですが、只今の関連でお願い致します。羽田委員どうぞ。

羽田：只今説明の通りだと思っておりますけれども、その1つの指標が私は今回、終了箇所評価に出て参りました最終コスト比較でしょうか。C2/C1と言っていましたけれども、これをどう見ていくかというの

が1つの大事な評価になるような気がするんです。そういう意味で私の関連の事で恐縮でございますけれども、下水道事業で八森処理区の例がございまして、先程課長さんから詳しい説明があったんですけども、この下水道事業ではC2/C1という評価が0.82と全体事業の中で一番削減されているという事でございます。先程のご説明ですと建物・レイアウトの見直しとか機械・電気設備の見直し等によって削減したというお話してございますが、こういった事をやはりこれから活かしていくために行った事業じゃないかと思ひまして、その辺をもう少し詳しく説明していただけないかという事と、もう1つはこの数値を出した意味が非常に大事だと思うんですけども、普通これは1以上になるのが普通じゃないかと思うんですけども。その際にどの程度まで許容するかといいますか、例えば技術的に困難な事業があって増えてしまったと言ったことはやむを得ないかも知れませんが、例えば景観を配慮して何か入れたと言った場合にどの程度まで許容していくのかと言ったことも、非常に大事じゃないかと思ひまして、そういった指標みたいなのがございましたらそれもちょっとご説明いただければと思ひます。以上です。

高橋：お願い致します。

堀江次長：合わせてご説明申し上げます。只今の下水道の事業でございますけれども、先程下水道課長からも説明しましたが、当初、処理上の規模あるいはレイアウト・機械設備関係につきましてはいろいろ技術の進歩が著しいこともありまして、その中で平成7年から八森町ではスタートなのですが、当初の基本計画からその後、技術の進歩等々によって機械設備関係でコストを縮減したという事でございます。それからC2/C1が0.8が妥当なのか1以上のどれくらいが妥当なのか、例えば先程、十二所花輪線の稲村橋のにつきましても私共、当初の額に対し1:1になるように努力している訳でございますけれども、先程例えば稲村橋につきましては三大囃子の花輪祭りの会場にもなっていると言う事で、地元の要望があるという事からどうしてもこういうコストになっております。それでじゃあどの辺が許容範囲かとなりますと、その辺が今後また宿題として承って参りたいと思っております。何れにしましてもその中でコスト縮減は私共に課せられた使命でございまして、このような下水道のような形あるいはその道路につきましてもコスト縮減には努めて行きたいと思っております。

高橋：どうぞ。松富委員どうぞ。

松富：別の問題で宜しいですか。3つあるんですけども全てが継続事業なんですけど、最初は浅内海岸でございますけれども、ここで秋田の風向きとか波向きを考えるとあそこで浸食がおこると。であそこにはいわゆる人口リーフ等を設けるのは分かるんですが、1ページ目を見ますといわゆる財源内訳が書いてありません。それで私が思ったのは、まだ誰がお金を支払うとかどこから持ってくるというのが決まっていないのかなと。即ちあその浸食の原因として今、東北電力が使っているそういった所が若干影響していて例えばそういう所も絡むから財源が書けないのかなとちらっと思ったんですけど、その辺りはどうなのかという事をひとつ説明して欲しいという事ですね。2つ目が今度は琴浜海岸でございます。琴浜海岸でやはり浸食対策という事で人工リーフを設けよう、これも必要な事だとは思いますが、確か去年のこの委員会だったと思ひますけれども秋田の雄物川の南の方で、子吉川河口に砂がたまるから、その砂を雄物川の方面に持って行っていわゆるサンドバイパスをやろうというお話があったかと思ひ

ます。ですから建設交通部にもそういう発想はあるんだと思うんですが、それと関連して言わせていただきますと、ここの琴浜海岸のすぐ南に若美漁港があるかと思います。あそこは砂が溜まって溜まって仕方ない所だと思うんですね。ちょっと部が違うといいますが、そういう事もあるかも知れませんが、その砂を使って上流川あそこは南側も浸食しているんですけども、そういう発想はないのかと。いわゆるサンドバイパスですね、ここではもう人工リーフありきという感じですけども、そういう考えはなかったのかという事。これが2つ目でございます。それと3つ目が船川港なんですけれども先程言いましたように1日の交通量が1万以上あれば4車線だと。そういう事はごもっともだと思うんですがそれでも、この道路が出来たとして新しいトンネルが出来たとして、古いトンネルですね。その古いトンネルはどういうふうにしようと思っているのでしょうか。この3つをお聞きしたいと思います。

港湾空港課長：古い方はそのまま使わせていただきます。というのは新しいトンネルの方は2車線しか造らないと。古いトンネルは490mなんですけど、これもまた2車線と歩道がございます。これもそのまま使わせていただいて上下分離した形で両方使うという形にしないと。というかコストが大きく断面作りますと益々金がかかることになりまして、今ある施設を利用していただくということで考えています。

松富：と言うとは、私は新しくあそこにトンネルを造るというのは先程の崖崩れですか、ああいうのがあって、ああいうのが頻繁に起こるからあそこのルートは避けようというふうに思ったんですけども、そうではなくて交通量で2車線、2車線と。上り下りで2車線、そういう発想という事ですね。分かりました。3番目はそれでよろしいです。

河川課長：最初の質問の事業費の財源の内訳でございますが、すいません誠に申し訳ございません。書き忘れておりました、国庫補助が全体の1/2でございます。そして県債が残りの1/2の0.9と言う事で、45億になります。そして一般財源が残りの5億という事になります。琴浜海岸についても同じでございます。それと先生の提案のサンドバイパスでございますが、海岸事業におきまして現在、琴浜海岸におきましてはその様な予定は立てておりません。

松富：ここに自分で書いたんですけども、有機的にやった方が経済的にいいのではないかと。農政部と話し合ってもう少しコストダウンが出来るのではないかと思ったもので、そういう質問をさせていただきました。それで先程の能代港の件でございますけれども、今その他の財源の事は言いませんでしたけれども、その他はないと考えて宜しいのでしょうか。先程、能代の方で国庫が半分で県債がいくらかで一般財源がいくらかで。その他については触れなかったように思ったんですけども、その他はここではないというふうに理解して宜しいのでしょうか。

河川課長：浅内海岸でございますが、これにつきましても他の事業者との合併とかそういう事はございませんです。

松富：ちらっと申し上げましたけれども、先走ったかも知れませんが電力とかそういった所が少しは負

担するとかそういう事はない訳ですね。

河川課長：この海岸につきましてはございません。

松富：わかりました。どうも有り難うございます。

高橋：只今の県債は4億5,000万ですね。

河川課長：10億のうち5億と4億5,000万と5,000万です。すいません。

高橋：その他如何ですか、大分時間が不足で…。はい、小笠原委員どうぞ。

小笠原：教えていただきたい事が新規の事業の所でございます。住宅の件ですけれども、この住宅は先程のご説明ですと、低所得と言いますか住宅困窮世帯云々という言葉が出て参りましたけれども、完成した場合にはそういう方が優先されると考えて宜しいのでしょうかという事と、バリアフリー化云々という事もございますので、障害者の方なども優先的に入れると考えると宜しいのでしょうかという事の確認が1つ。関連プロジェクト等という所に特殊教育総合エリアの整備事業というのが出てきているんですけれども、これは既に事業として何か出ている、既に決定して出ている事業でございましょうか。確認だけさせていただきたいと思います。

高橋：以上、3点お願いします。

建築住宅課長：まず1つめの住宅困窮の低所得者ということでございますが、こちらのほうは国庫補助を受けてございますが、公営住宅法という法律に基づいて建設するものでございまして、住宅困窮の低所得者が対象となっている住宅ということでございます。そのうち、障害者というお話しでございますが、従来から我々県営住宅・市町村も含めてでございますが、建設する際にはバリアフリーについては配慮をする基準になってございまして、どの住宅もそういう基準を満たしております。障害者というお話しにつきましては、今現在、県営住宅を供給してございますがその中のいくつかも障害者の方が入居する住宅を供給してございますし、今回この計画につきましては91戸でございますが、そちらの方につきましてもどれ位の戸数が適当なのかという事も、今後の基本設計の中で考えていきたいと思っています。

あと最後の関連プロジェクトで特殊教育総合エリアということでございますが、先程もご説明で申し上げましたように、まだこれは検討中ということでございます。

高橋：宜しいでしょうか。大分時間も押して参りましたが折田委員ひとつどうぞ。

折田：羽田先生と石井先生がおっしゃった後に申し上げればよかったんですけれども、全体を通して次回までにお願ひがあるんですけれども2つ程あります。私、最初農政部の方に質問をしたのは、担い手の育成と言った時に高齢者の方の比率が評価基準に入っていたんですけれども、これからは若い人達がいるかないかもその中に入れた方が良いのではないかというのが1点であります。そして更にもし次

回までに分かれば、そういうほ場整備が進む中で耕作されない田畑がどの程度増加していつているのかが分かればこれも教えていただきたいと。それから最後に利用評価の中にB / Cの数値の他に、例えば農政部の方の書案でありますと、例えばほ場整備をしたお陰でもって何々生産組合が出来上がったとか、若者の何々が立ち上がったとか、新規企業が出来上がったとか。そういう文言だけでもいいから列挙していただいいていわゆる事業評価といいますか、そういうふうにしていただければなというお願いであります。以上であります。

高橋：同感でございますね。何かコメントございますか。一応次回の評価についての要望という事でございますが。

農地整備課長：農地整備課でございますけれども、今の委員のご指摘を踏まえまして次回の評価の時にはそういうデータもお出しできるようにしたいと思っています。

高橋：竹村部長さん何かございますか。

竹村部長：今、課長がお答えした訳でありますけれども、ほ場整備、いわゆるこの担い手基盤整備をやりまして、新たな集落営農とかそういうものが具体的にございますので、今後はそういう事の数も含めながらお知らせしたいと思っております。

高橋：只今の折田委員のような要望がまだいろいろ終了評価を含めておありじゃないかと思いますが、事務局の方へどういう手段でも結構でございますのでお寄せいただければ有り難いと思っております。

それでは大変時間を経過して申し訳ございません。建設交通部さんの案件につきまして、県の対応を可としてよろしいでしょうか。次回に重点審議残すべきものがありましたらご指摘いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは建設交通部さんの17件につきまして県の対応を可とするという事でこの委員会では決定致したいと思っております。

それでは早速、続きで申し訳ありませんが報告事項に入らせていただきたいと思っております。真木ダムにつきまして昨年のこの委員会でも毎年その中間報告を受けるという事にしてございましたので、その1回目を宜しく願います。河川課の方から願います。

河川課長：河川課の方からご報告を申し上げます。真木ダムの昨年度の行いました事業につきまして、概略説明させていただきます。昨年度も3,000万という事業でございましたが、真木ダムの環境調査を行ってございます。皆様のお手元でございますように、15年の11月から今年までの間にイヌワシとクマタカの調査を行いましたが、今年はクマタカにつきまして行いまして下に書いておりますように、繁殖行動等を確認致しまして15年の11月から今年10月まででございますが、4月にどうも巣の中にヒナが見えないという事で失敗したのかなということではございましたが、10月に幼鳥を確認してございます。こういう事でこの幼鳥につきましてはこれからはもう少し調査をする必要があるのではないかと意見をいただいております。次に魚類でございますが、これも15年～16年にかけてでございますが、ハナカジカ並びにサケ科の魚類の産卵について調査を行っております。この中で面白かったといいますが報告としてはハナカジカは普通、カジカは浮き石の下に産卵をするものと思われておりましたが、巣穴を作

りまして産卵をしているというのを見つけたということで、これはなかなか珍しいものではないかと言う事で報告を受けております。また、サケ科類でございますが書いてございますようにイワナ・サケ・サクラマス・ヤマメともそれぞれこの様な状態で産卵及び遡上がここまで来ていますよという調査結果を得てございます。これが調査結果でございますがそれ以外に、河川課と致しまして今年、真木ダムに関する住民の意見ということで各5市町村におきまして住民の意見を聞きました。日時は表に書いてございますように10月16日の太田町を始めに10月23日の大曲・中仙町の5市町で行いまして、その参加者と意見者数を書いてございます。その意見につきましての主なもの別紙の中に書いておりますが、治水・正常流量関係・環境・水道関係につきまして住民から出た意見をそのまま載せてございます。

次にこれが終わった後にアンケートの調査を実施致しました。その際に配った物が真木ダムに関する住民説明会というパンフレットと申しますかシートでございます。これは5市町の全戸に配布致しました。そうしましてアンケートを行った訳でございます。アンケートの配布枚数は1,155を配布致しまして11月1日から回収が11月15日と言う事で回収してございます。現在手元に戻ってきておりますアンケートの用紙でございますが、11月15日の消印有効の物で1,155通のうち789通の回収を得ておりまして、68.3%の回収率となっております。現在これにつきまして科の中で分析と言いますか、どの地区でどのような意見があるかにつきまして現在分析をしていると言う事でございます。以上でございます。

高橋：はい、有難うございました。只今のご説明に対しましてご質問ございませんでしょうか。はい、石井委員どうぞ。

石井：今言った住民意見ですけれども、建設の状況がどうなっているかというのが全然伝わって来ないんですが。建設を県としてはどう考えているのか、住民意見も聞くけれどもその他の事情とかいろんな事の事情でストップしているとか何とかというのが、説明がないと何か意見を聞きただけじゃちょっと分からないので、全体的な流れがどうなったかというのがちょっと見えませんよ。今の説明じゃ。ここの報告で欲しいのは何故長く延びているのか。ダラダラと長くおいておいてどうするんだという事の話になってきましたよね。今の状況で、何故住民にアンケートをしなければいけないのか。そういう事を話していただかないとここではどうなるんでしょう、真木ダムという。

高橋：只今の石井委員のご意見に対しまして、何かございますか。ご説明をお願いします。

河川課長：この住民調査でございますが、当然の事ながら昨年の公共事業の再評価につきましても地元の見解も含めて調査等についてお調べ下さいというご意見がございましたのと、それと併せまして今年の9月の議会におきまして知事も住民の意見を充分聞き、これからの真木ダムの判断材料の1つにしたいという事でございましたので、この様な調査を行いました。

高橋：説明は以上でございますか。大分、新聞等でもいろいろ書かれてはおるようでございますが。この審議会、委員会ではまず状況を聞くという事でGOもストップも別に結論を出す権限も何も今の所は無い訳でございますけれども。

河川課長：もう少し申し上げますと、今まで昭和56年から調査を続けてきておる訳でございますけれど

も、ダムサイトの位置とかの関係で自然公園内に入るという事でダムサイトを変えまして、漸く今年にダムサイトの位置が決定されている状態でございます。それに基づきまして実際に建設をするかどうかにつきまして、皆様方の意見を聞きたいということでございます。今までは各組長さんとか建設促進委員会の方には説明を申し上げてきた訳でございますが、実際に住民の方々の意見というものは今まで聞いておらなかった訳でございます。そういう中で再評価委員会または知事の議会での答弁に基づきまして皆様の意見を聞いて、それを1つの判断の材料にしたいということで、今回このようなことを行いました。

高橋：ということでございますが、何かご意見ございませんですか。どうぞ佐藤委員。どうぞ。

佐藤：昨年この委員会でこの真木ダムについてのそういった住民の意向を知りたいという事があった訳ですけども、この住民説明会の参加者あるいはアンケートの配布の数量を見て、20年前のきつと住民のダムに対する気持ちと今もう住民自身もダムに対する関心が薄れてきているから、こんなに参加者が少ないのかなという印象を持ちました。今回回収されたアンケートの結果分析も大事だと思いますけれども、もう少し住民の喚起を促すような方策というものを考えておられるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

高橋：はい、どうぞ説明をお願いします。

河川課長：私共は今ある状況につきましてはなるべく多くの皆様方と言いますか、住民の方々にある情報は提供して判断をしていただきたいと考えております。そういう事で今回の住民の説明会の時におきましても、第2玉川用水の使い道につきましても県としても1つの問題であるという事で、もし真木ダムだけじゃなくてももう1つの選択肢と致しましても、玉川の水を使えばこの様になりますよと言う事で皆様にも説明申し上げ、また今回この様なパンフレットも作りまして全戸数に配布し、皆様になるべく分かっていただきたいと思いますと思ひまして努力している所でございます。

高橋：その他、ご意見ございませんですか。いろいろ県としてもご意見を聞きたいということでございますので、ひとつ忌憚のない所をお願いしたいと思ひますが、折田委員、何かないですか。そうですか。小西委員如何ですか。新聞等でもいろいろございますようですが、この委員会としてもひとついろんな面からご意見を出していただければ有り難いと思ひますが。はい、石井委員どうぞ。

石井：私もこのダムに関する委員会に入っていましたから分かるんですけどもね、何が実際あの時はやはり建設に向かうというような時に、今ストップしている原因というものを明らかにして、それをひとつひとつ皆様にお知らせしないと何故終わっているのか。例えば県の財政とか国の財政でもってそういう事情があって出来ないというならそういう事でも良いだろうし。それからまだ反対運動があつてどうしようもないとかね。そういう実は技術的な問題ではなくて、諸般の事情があると思ひますけれども、それを我々は新聞とか報道だけで流れてくるのを元にして意見を言っているというのは、たぶんに危険だと思ひますね。ですからそういう情報をもう少し県の方も明らかにしていただきたいと思いますと思ひますよ。それでもってここで皆さんに判断して欲しいんだけど、結局はやはり情報不足だと思ひます

よ。私、検討委員会に入っていましたけど、それ以来全然委員会を開いてませんしどうなっているのかさっぱり分からないで、ただ新聞でポツと知事が言ったりそれから県で何かやっているなという事しか私は知りません。だから正しい情報というか本当の情報という物は私は与えられていないと思うんですよ。委員会の皆さんもどうかと思っておりますので。出来れば今回お話しをする時には、やはりそういう情報を与えてどうするかという事を皆さんに判断する材料を少し与えてほしいと思います。ちょっと情報不足かと思えます私は。

高橋：今の情報の提供をもう少しというご意見ですが。

河川課長：情報の提供と言いますけれども、毎年今調査している訳ですね。それで去年も今年も3,000万ということで調査をしております、ダムの建設を止めると言っている訳ではございませんし、その為の調査を続けている訳でございます。また鳥類につきましてももう少し調査していただきたいという様な猛禽類検討委員会からの方からのご意見もございましてその様な調査を続けていることございまして、何も情報につきまして我々の持っているものをそのままにしておくとはなく、全てを出しているつもりでございます。

石井：一般の人は、そういうふうには調査・調査と言って、ずっと長くやっている事業というのは過去に沢山あった訳でしょう。建設に至らないという。そうするとその調査というのにもお金を出している訳です。それはただ無意味だと、時間が長すぎて建設に至らないということが非常に今までのダム建設中止に至ったはずですよ。だからその建設に着手できないという理由というのが調査だけじゃないはずですよ。調査していないからというだけじゃないと思うんです。そのところをもう少し政治的な問題とか、財政的な問題とかあると思うんですよ。それをもう少し明らかにしていただいて、ただ長くやっている調査の内容をここで話しただいてもここでは判断できないんじゃないですか。中止とか継続とかということとは。

高橋：こちらの委員会としては県の対応が出ていないので、自由に意見を申し上げるしか今のところないと思いますが、それについても情報が不足だというご意見でございますが。その他、ございますか。これ以上ご意見をまた無理に引き出そうとしても、ちょっと無理なような感じが致しますが、何かご意見がございましたらまたいろんな方法で当局の方へひとつ寄せていただければ宜しんじゃないかなと思っております。この委員会としましては今日の所はこういう状況を聞いて、申し上げる所は申し上げたと言う事にしたいと思います。今後ひとつ宜しくご検討をお願いします。

大変時間が経過致しまして申し訳ございません。それでは最後に事務局の方からご連絡がありましたらお願い致します。

事務局：事務局の方から最後、連絡事項と言う事で。本日の第3回の議事録につきましては、後日委員の皆様にお送り致します。それに基づきまして答申の案も併せてお送り致します。皆さんの意見を伺った上で答申を作成しまして、知事に報告致しますので、その節はどうか宜しくお願い致します。

高橋：どうも有難うございました。大変不手際で時間延長を致しまして申し訳ございません。まだまだ

意見の出尽くさない部分があったんじゃないかと思いますが、ひとつメールなりFAXなり結構でございますので、ひとつ答申に盛り込むべき事項についてお寄せいただければ有り難いと思います。

それではこれを持ちまして、本日の委員会を終了致したいと思います。大変どうも長時間有難うございました。